



平成27年11月20日

(照会先)

法務・コンプライアンス 部

コンプライアンスグループ 長 埜田 裕一

参事役 梅田 整

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

平成27年度上半期(平成27年4月～平成27年9月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※1)	制裁 内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	所属 横浜中年金事務所(神奈川県) 役職 室長(50代 男性)	戒告	(平成27年) 5月8日	年金請求書等の事務処理遅延に関する管理監督責任(※2)
2	所属 尾鷲年金事務所(三重県) 役職 室長(50代 男性)	戒告	5月8日	年金請求書等の処理を遅延させていたもの
3	所属 豊田年金事務所(愛知県) 役職 室長(50代 男性)	戒告	5月8日	年金請求書等の処理を遅延させていたもの

※1 被処分者の所属及び職種・役職は、行為時のもの

※2 行為者の制裁については平成27年5月11日付で公表済み

以 上